平成２１年（フ）第２０９７号
京都市西京区川島玉頭町13番地　セジュール小野102
債務者　齋藤佐智子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５０号
京都市下京区下魚棚通堀川西入南八百屋町336番地２団野方
債務者　浅田　泰宏
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
広島県呉市豊町大長4797番地37
債務者　中西多美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３６号
広島県呉市阿賀中央３丁目１番17号
債務者　川端　郁子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３８号
広島県呉市本通１丁目５番27号
債務者　黒田　真也
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４０号
広島県呉市川尻町東１丁目13番25―203号
債務者　梶原　清美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２４１号
広島県呉市的場２丁目５番15号
債務者　高橋　昌三
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３９５号
山口県下関市彦島本村町３丁目11番２号
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
山口県下関市田倉御殿町２丁目２番地４
債務者　藤永　英行
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
山口県下関市長府前八幡町３番40号
債務者　奥田加名子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
高知県安芸市千歳町１番７号
債務者　岡田まどか
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
高知県室戸市室戸岬町5987番地13
債務者　山本　浩次
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
福岡県直方市大字頓野1419番地１、前住所福岡県直方市大字中泉957番地10
債務者　三澤　史織（旧姓有松）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４２号
福岡県宮若市宮田4819番地４
債務者　林　　公照
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第５２３号
大分市坂ノ市西２丁目５番27―304号ルネスＧクォーレ
債務者　土居　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６７４号
大分市大字猪野1237番地ソレーユＤ101
債務者　那須　竜弥
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６７５号
大分市高松１丁目１番13号菊池ビル304
債務者　河野　文男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７１６号
大分市大字森1236番地の３エルモーサ503
債務者　中田めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係